

次期リサイクル施設整備・運営事業
基本協定書（案）

次期リサイクル施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、佐賀県東部環境施設組合（以下「本組合」という。）は、●（以下「代表企業」という。）、●及び●で構成される●（以下、代表企業及び●を「構成員」と、構成員以外の者を「協力企業」と、構成員及び協力企業を「企業グループ」と総称する。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（趣旨）

本協定は、本事業に関し企業グループが総合評価一般競争入札方式により落札者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結に向けた、本組合及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

- （1）本組合及び企業グループの間で締結される次期リサイクル施設整備・運営事業基本契約
- （2）本組合及び本事業のうちの設計・建設業務の遂行者である●の間で締結される次期リサイクル施設整備・運営事業建設工事請負契約
- （3）本組合及び運営業務の遂行者である●（以下「運営事業者」という。）の間で締結される次期リサイクル施設整備・運営事業運営業務委託契約
- （4）本組合、運営事業者【及び/並びに】本事業のうちの混載可燃ごみ運搬業務の遂行者である●、●及び●（以下、個別に又は総称して「混載可燃ごみ運搬事業者」という。）の間で締結される次期リサイクル施設整備・運営事業混載可燃ごみ運搬業務委託契約

第2条（本組合及び企業グループの義務）

本組合及び企業グループは、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 企業グループは、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続きにかかる佐賀県東部環境施設組合次期リサイクル施設整備及び運営事業者選定委員会及び本組合の要望事項を尊重する。

第3条（事業契約の締結）

本組合及び企業グループは、事業契約を、入札説明書（本組合が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した令和7年4月2日付けの入札説明書（その後の修正並びに本組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の事業契約書（案）の形式及び内容にて、令和8年1月を目処にこれを仮契約として締結するべく最大限努力する。

- 2 本組合は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 本組合及び企業グループは、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、構成員又は協力企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当したとき（ただし、第1号ないし第3号については本事業に関して該当した場合に限る。）は、本組合は、事業契約を締結しないことができる。

- (1) 構成員若しくは協力企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成員若しくは協力企業に対し、独占禁止法第61条第1項の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき
- (2) 構成員又は協力企業が、公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき
- (3) 構成員又は協力企業（構成員又は協力企業が法人である場合にあっては、その役員又は使用人。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき
- (4) 構成員又は協力企業が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき
- (5) 構成員又は協力企業が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
- (6) 構成員又は協力企業が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき
- (7) 構成員又は協力企業が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき
- (8) 構成員又は協力企業が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (9) 構成員又は協力企業が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (10) 構成員又は協力企業が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用していると認められるとき

- (11) 構成員又は協力企業の役員等（構成員又は協力企業が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者を、構成員又は協力企業が個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は事務所の代表者であるものをいう。）に第5号から前号までに掲げる者がいると認められるとき
 - (12) 第5号から第10号までに掲げる者がその経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (13) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (14) 第4号から第12号のいずれかに該当する者を下請契約（2次下請以降の下請契約を含む。以下この号において同じ。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（下請契約に係るこれらの契約を含む。）の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本組合からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき
- 5 事業契約の締結までに、構成員又は協力企業のいずれかが、入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、本組合は、事業契約を締結しないことができる。

第4条（賠償額の予定）

企業グループは、構成員又は協力企業のいずれかが前条第4項各号のいずれかに該当するとき（ただし、第1号ないし第3号については本事業に関して該当した場合に限る。）は、本組合が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、本事業の入札価格の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、構成員は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 3 第1項の規定は、本組合に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合において、当該超過分につき本組合が賠償を請求することを妨げるものではない。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員は、連帯してこれを負担する。

第5条（準備行為）

企業グループは、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、本組合は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用で、かかる準備行為に協力する。

第6条（事業契約の不成立）

本組合議会において否決されたことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、既に本組合及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担と

し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合を除き、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

第7条（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

本組合及び企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

第8条（秘密保持義務）

本組合及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 本組合及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、本組合及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 本組合及び企業グループにつき守秘義務契約を締結した本組合のアドバイザー及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
 - (5) 本組合が、本事業にかかる施設の運営に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
 - (6) 本組合が、本事業にかかる混載可燃ごみ運搬業務を混載可燃ごみ運搬事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
 - (7) 本組合が、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町に開示する場

合

(8) 本組合が、本組合議会に開示する場合

第9条（管轄裁判所）

本組合及び企業グループは、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、佐賀地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

第10条（本協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了の日までとする。

第11条（準拠法及び解釈）

本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本協定、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本協定の変更は書面で行う。

第12条（定めのない事項）

本協定に定めのない事項については、本組合及び企業グループが別途協議して定める。

この協定の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

佐賀県鳥栖市真木町39番地1
佐賀県東部環境施設組合
管理者 向門 慶人

企業グループ

(代表企業)

[住所]

●

[代表取締役 ●]

(構成員)

[住所]

●

[代表取締役 ●]

(協力企業)

[住所]

●

[代表取締役 ●]